

平成29年2月6日（月）
日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会
当日資料

日進市社会福祉協議会 発展強化計画（案）

（平成29～33年度）

平成29年3月 日

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会

※現時点での案ですので、今後、字句等を修正する場合があります。

日進市社会福祉協議会 発展強化計画
(平成29～33年度)

目 次

第1章	計画の概要	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	3
1-4	計画策定体制	3
第2章	本会の現状と課題	4
2-1	社会福祉法人制度改革	4
2-1-1	社会福祉法人制度改革と本会	4
2-1-2	制度改革に対する県内社協の意向	7
2-2	社会福祉協議会の役割の変化	11
2-2-1	全社協が行動方針で求める役割	11
2-2-2	本会に期待される役割	12
2-3	本会が抱える課題	14
2-3-1	本会が実施する事業	14
2-3-2	職員体制の現状	15
2-3-3	組織運営上の課題	16
第3章	発展強化に向けた基本的方向	18
3-1	本会のあるべき姿	18
3-2	中間支援型社協への転換に向けた方針	19
第4章	発展強化に向けた具体的方策	21
4-1	総合的な相談支援機能の充実のための方策	21
4-2	地域福祉部門の強化と地域福祉活動実践体制の構築支援の ための方策	22
4-3	既存の福祉サービス事業の見直しの方策	27
4-4	中間支援型社協への転換を下支えする役割を果たす本部機能の 強化と必要な人員配置のための方策	28
4-4-1	制度改革に基づく組織改善の推進	28
4-4-2	中間支援型社協を実現するための組織改革と体制構築	30

第5章 計画の推進に向けて	34
5-1 社会福祉充実残額の活用（社会福祉充実計画）	34
5-2 社会福祉充実基金（仮称）の設立	34
5-3 計画の進行管理	34
参考資料	—

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は社会福祉法第109条に規定され、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であるとされています。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款には、団体の目的を『愛知県日進市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。』と定めています。

本会は、こうした法的な位置づけのもとに、地域福祉を推進する団体として、地域の様々な社会資源とのネットワークを形成し、市民、事業者、行政の協働により、誰もが身近な地域で安心して暮らすことができる“ふれあい・助け合い・支えあい”のまちづくりを推進することを使命としています。

「日進市社会福祉協議会発展強化計画」（以下「本計画」という。）は、本会の設立後30年が経過し、本会を取り巻く社会状況や求められる役割の変化に対応し、地域福祉を推進する団体としてこの使命を達成するために、協議会を組織体制の視点から見つめ直し、本会のあるべき姿を中長期的視点で定めるとともに、組織改革のための目標と方針を明確にし、発展強化に向けた具体的方策を定めた計画です。

【社協発展強化計画とは】

- ・「社協発展強化計画」は、3年～5年程度を期間とする中期計画であり、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示したものである。

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会「市町村社協発展強化計画」策定の手引き 抜粋

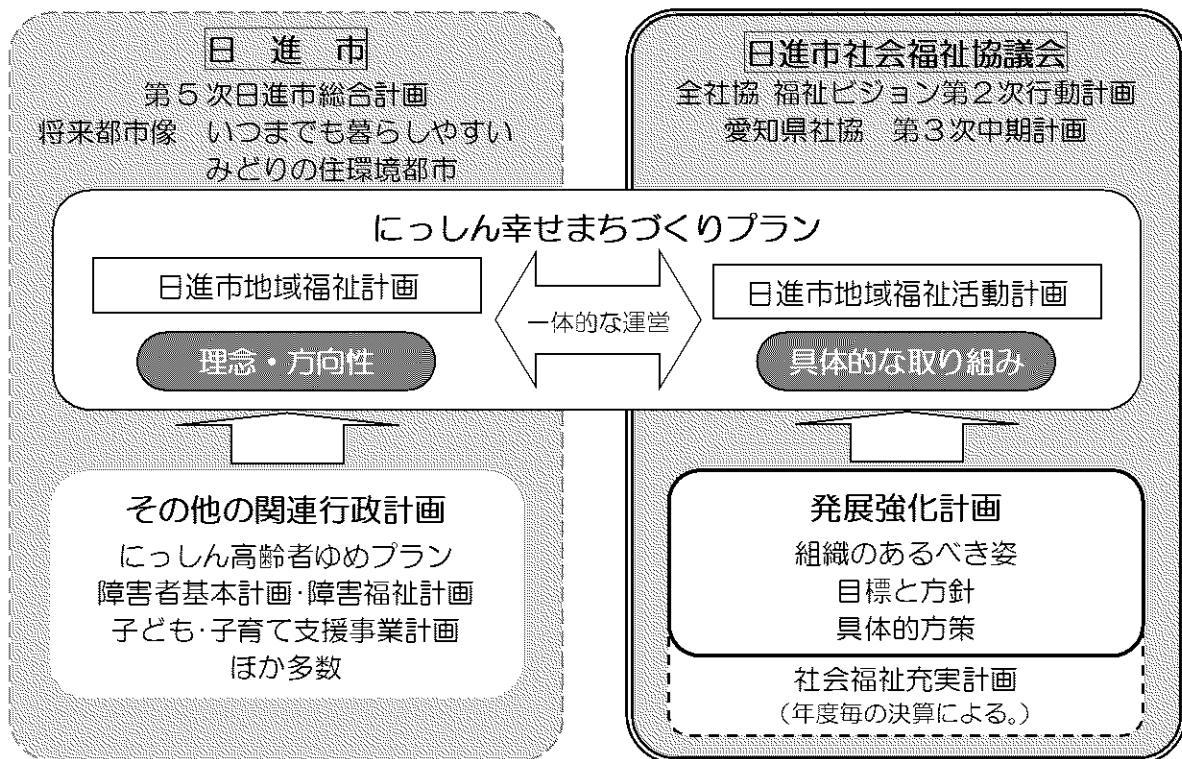
1-2 計画の位置づけ

日進市と本会が協働し、平成27年3月に「にっしん幸せまちづくりプラン」を策定しています。これは、日進市の総合計画で掲げる「子育て・健康寿命を支えるまちづくり」の一環として、「地域福祉」に関わる基本計画（理念・方向性）と行動計画（具体的な取り組み）を定めた計画です。

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である「日進市地域福祉計画（第2次）」が基本計画に相当し、「日進市地域福祉活動計画（第4次）」が本会の行動計画に相当します。

本計画は、地域福祉を推進する団体として、この「にっしん幸せまちづくりプラン」の具現化に向けて、法人としてのあるべき姿、組織改革のための目標と方針、発展強化に向けた具体的方策を明確にするものです。

なお、本計画は、改正社会福祉法第55条の2第1項に規定される「社会福祉充実計画」の基本的な方針を包含して策定しています。

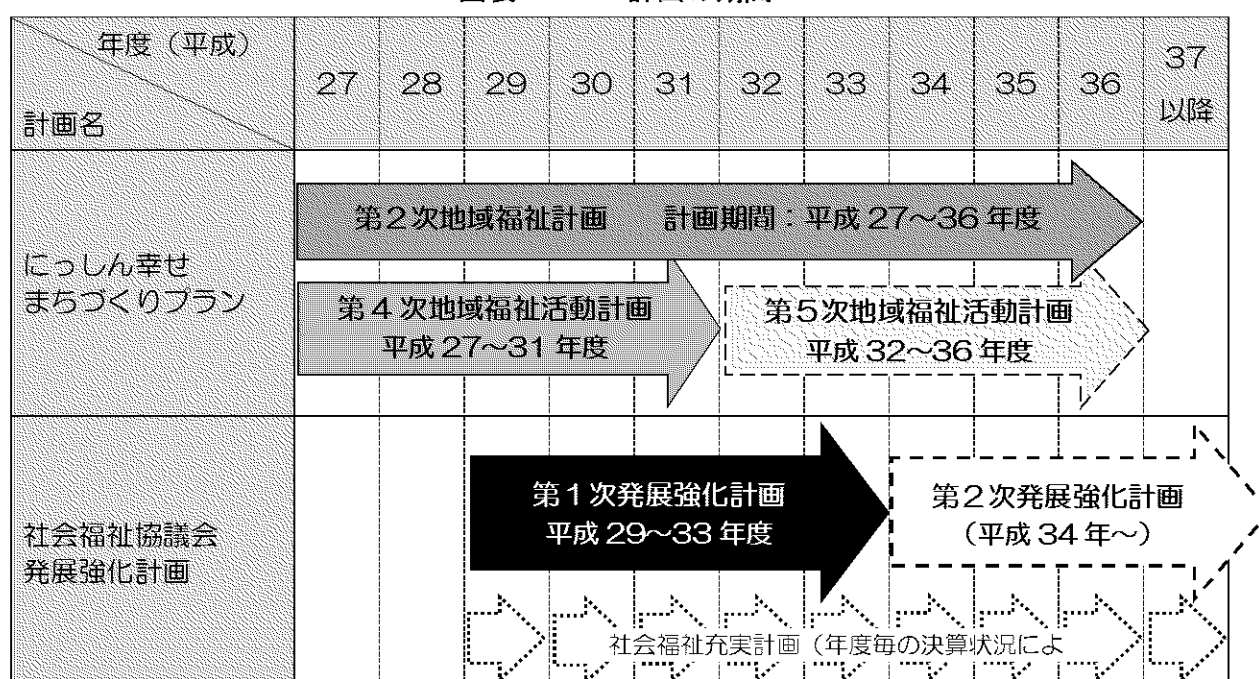


1-3 計画の期間

本計画は、地域包括ケアシステムの構築が求められる平成37年度（2025年度）以降の社会状況を展望しつつ、まずは平成29年度から平成33年度まで（2017～2021年度）の5か年を計画期間とします。

なお、本計画は、「にっしん幸せまちづくりプラン」の実現を支える計画とします。社会情勢の変化や同プランの見直し、社会福祉充実計画作成等に合わせ、必要に応じて見直ししていくものとします。

図表 1-3-1 計画の期間



1-4 計画策定体制

本計画は、①理事会、②学識経験者・地域住民・社会福祉法人・行政関係者からなる検討委員会、③事務局がそれぞれの役割を担い策定しました。

図表 1-4-1 計画策定体制

①理事会	②検討委員会	③事務局
<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の意志決定 基本方針の決定 計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、課題の把握、分析 計画素案の検討 計画原案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査の実施 現状、課題の把握、分析 計画素案・原案の作成

第2章 本会の現状と課題

2-1 社会福祉法人制度改革

2-1-1 社会福祉法人制度改革と本会

平成27年4月3日に社会福祉法人制度を大きく変革する「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成28年3月31日に成立し、同日公布されました。今回の改正内容は、大きくは「社会福祉法人制度改革（図表2-1-1）」と「福祉人材の確保の促進」の2つに分けることができます。

また、そのねらいは、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるというものです。

改正社会福祉法の施行は平成29年4月1日ですが、すでに一部の条文は公布日又は平成28年4月1日から施行されています。

今回の法改正と本会の現状から、とくに以下の点で組織や活動内容の見直しを図る必要があります。

①経営組織のあり方の見直し（ガバナンスの強化）

- ・旧法では、評議員会は任意設置であり、かつ諮問機関との位置づけでしたが、法改正により、評議員会は必ず設置しなければならなくなり、議決機関との位置づけになりました。評議員の資格、任期、人数、評議員会の設置等について規定が設けられています。
- ・理事・監事についても改正があり、理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能が制度化されました。さらに監事に加え、会計監査人という機関が新たに設けられました。
- ・これにより理事や監事の権限や責任が明確化され、これまでよりも大きな責任を負うこととなります。今後はさらに社会福祉法人の役員としての職責を理解し、本会が運営する事業に深い知識や経験のある人材を選定することが重要となりました。

②事業運営の透明性の向上

- ・改正法では、社会福祉法人の事業運営の透明性を向上させるために、情報公

開の対象が拡大され、そのルールが明確化されました。

- 今後は事業報告書や決算書類のほか、役員報酬基準等の規定等を整備するとともに、公表が義務づけられた定款、決算書類、事業報告書、役員報酬基準等の規定などを公表（インターネット上で公表）する必要があります。また、保持が義務づけされた書類（閲覧請求可能書類）を整備しておく必要があります。

③社会福祉充実残額の活用（内部留保の明確化と福祉サービスへの再投資）

- 法人は、純資産から事業継続に必要な財産（事業に活用する土地・建物等、建物の建替・修繕に必要な資金、必要な運転資金、基本金、国庫補助等特別積立金）の額を引いた額「社会福祉充実残額」を明確化し、これを保有する法人にあっては、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充にかかる計画「社会福祉充実計画」の作成が義務付けられました。本会においては、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁（市）に提出することが必要となります。

④地域における公益的な取組の実施

- 改正法では、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が設けられました。
- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することが社会福祉法人の責務として規定されたものです。（改正社会福祉法第24条②）
- 多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、社会福祉法人には税制上の優遇措置などの公的な助成が行われています。そのため、高い公益性を有する社会福祉法人には、ニーズに応じた「地域における公益的な取組」を実施し、地域社会に積極的に貢献していくこととしたものです。

図表 2-1-1 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。	
<p>1. 経営組織のガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 □ 財務会計に係るチェック体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注) 小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 ○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 ○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 ○一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
<p>2. 事業運営の透明性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 財務諸表の公表等について法律上明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 ○財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備等
<p>3. 財務規律の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資 	<ul style="list-style-type: none"> ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金 ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等
<p>4. 地域における公益的な取組を実施する責務</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
<p>5. 行政の関与の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 所轄庁による指導監督の機能強化 □ 国・都道府県・市の連携を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 ○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

（厚生労働省資料より）

2-1-2 制度改革に対する県内社協の意向

社会福祉法人制度改革に対応するにあたり、その参考とするため、愛知県内各市の社会福祉協議会（以下「県内社協」という。）を対象に組織運営に関するアンケートを実施しました。

ここでは、その調査結果から、評議員の選定方法及び人数、理事の人数変更の予定、社会福祉充実残高の利用に係る内容を紹介します。

【社協組織運営に関するアンケート調査の概要】

- ・調査対象 37市の県内社協
- ・調査方法 調査票の送付は郵送及びメール、返送はメールで受信。
- ・実施期間 平成28年7月29日～8月19日
- ・配布回収 配布数37票、回収数31票（回収率83.8%）

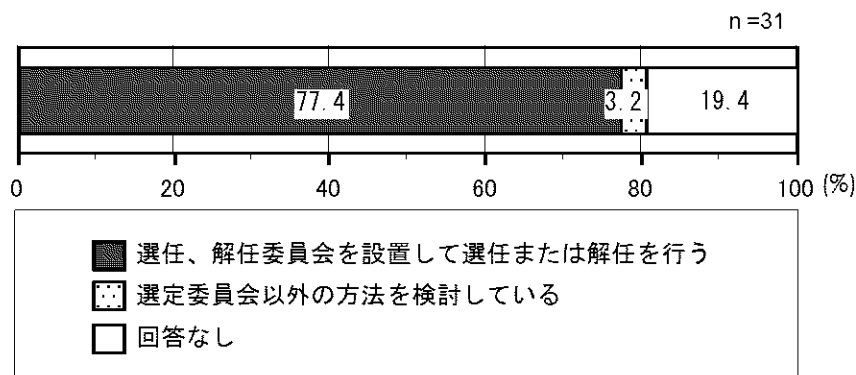
※図中の構成比（%）は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計は100.0%にならないこともあります。

（1）評議員の選定方法

○設置が義務化される評議員の選定方法については、県内社協の77.4%が選任・解任委員会の設置を予定しています。

○選任・解任委員会以外の方法を検討しているところは3.2%（1社協）でした。

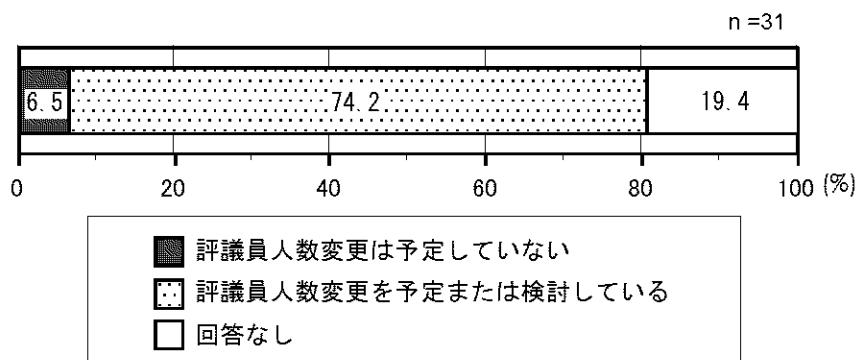
図表 2-1-2 評議員の選定方法



(2) 評議員の人数の変更予定

○74.2%の県内社協が「評議員人数変更を予定または検討している」と回答しています。

図表 2-1-3 評議員人数の変更の予定

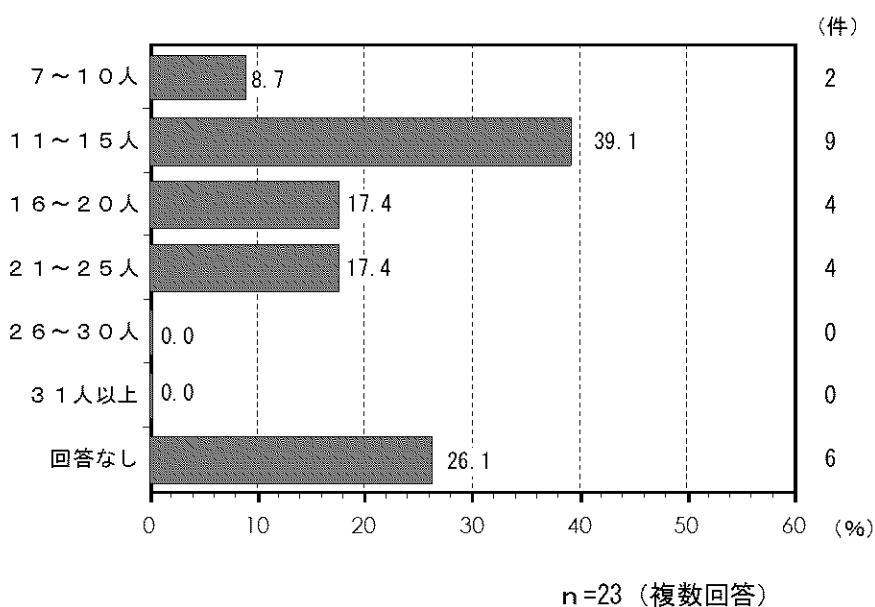


(3) 評議員の定数 (変更想定人数)

○「評議員人数変更を予定または検討している」と回答した 23 市の県内社協について、想定される人数をたずねたところ、「7～10 人」は 8.7%、「11～15 人」は 39.1%、「16～20 人」は 17.4%、「21～25 人」は 17.4%、「回答なし」は 26.1%でした。

○評議員の想定定数は、「11～15 人」が最も多くなっています。

図表 2-1-4 評議員の定数 (変更想定人数)

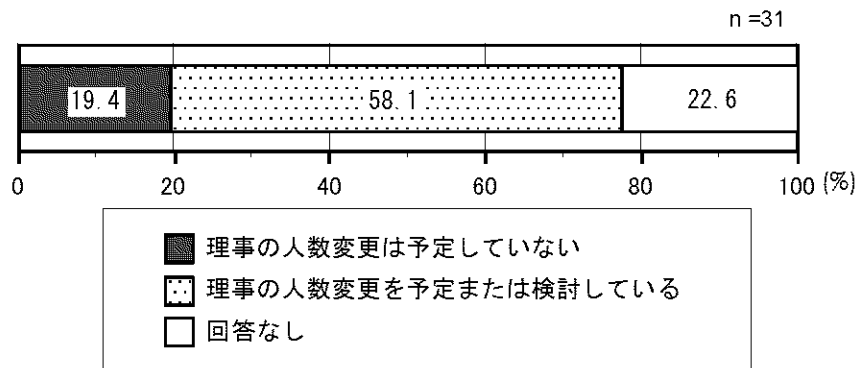


(4) 理事の人数の変更予定

○「人数変更は予定していない」が 19.4%、「人数変更を予定または検討している」が 58.1%でした。

○理事の人数の変更を考えている県内社協は、過半数を超えています。

図表 2-1-5 理事の人数の変更予定

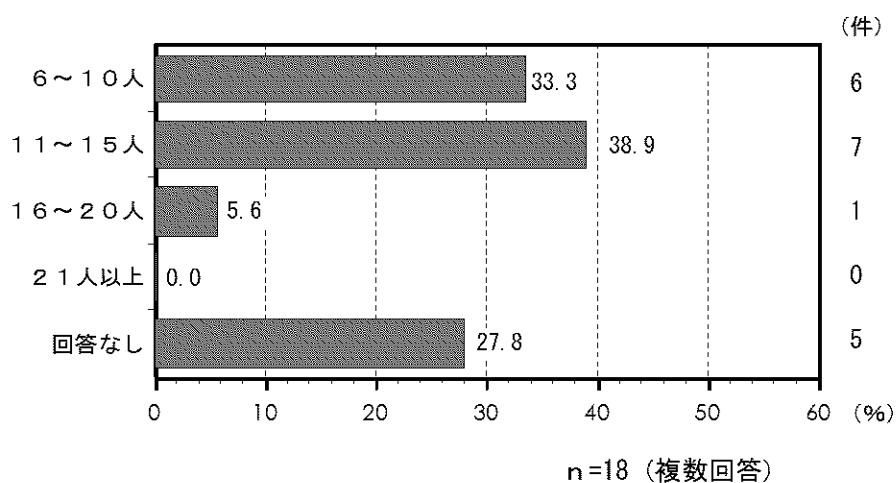


(5) 理事の定数（変更想定人数）

○「理事の人数変更を予定または検討している」と回答した 18 市の県内社協について、想定される人数をたずねたところ、「6～10 人」は 33.3%、「11～15 人」が 38.9%、「16～20 人」が 5.6%、「回答なし」が 27.8%でした。

○評議員と同様に、「11～15 人」が最も多くなっています。

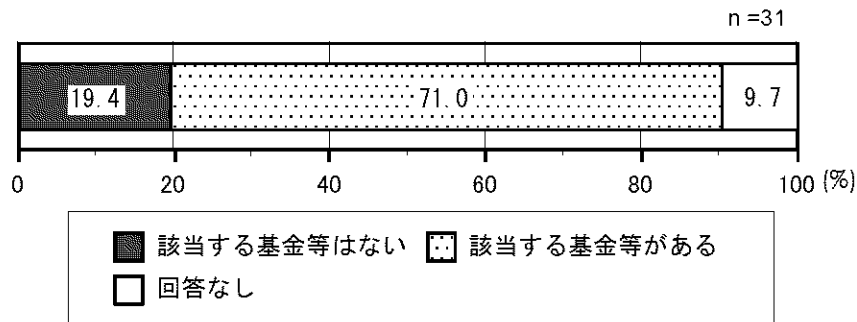
図表 2-1-6 理事の定数（変更想定人数）



(6) 社会福祉充実資金の有無

○社会福祉充実資金に該当する基金等が「ある」という県内社協が 71.0%を占めています。

図表 2-1-7 社会福祉充実資金に該当する基金等の積立の有無

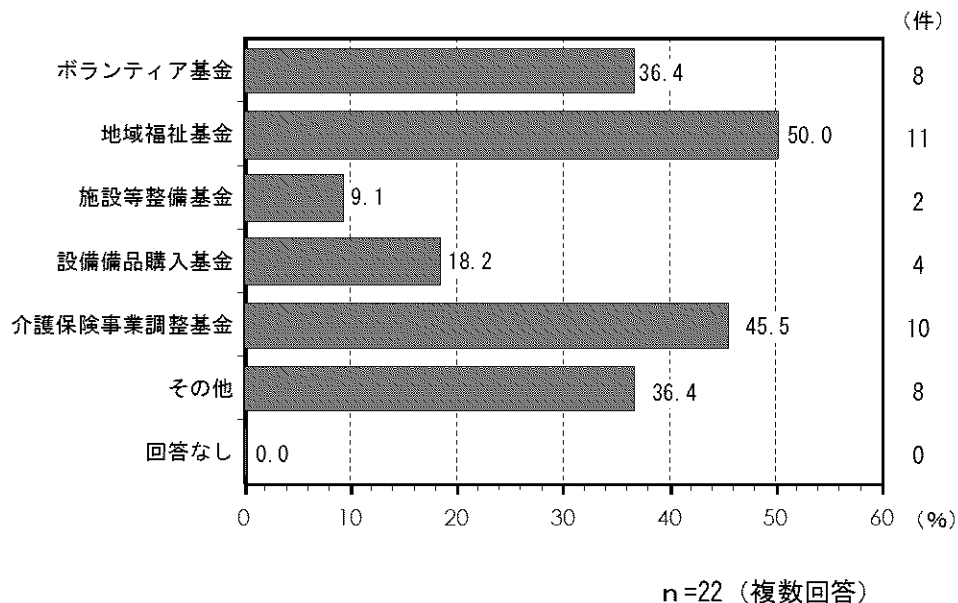


(7) 社会福祉充実資金の利用目的

○基金等の利用目的は、「地域福祉基金」の 50.0%が最も多く、次いで、「介護保険事業調整基金」の 45.5%、「ボランティア基金」の 36.4%となっています。

○社会福祉充実計画の策定については、保留している回答が多く、対応が定まっていない状況にあります。

図表 2-1-8 社会福祉充実資金に該当する基金等の基金等の利用目的



2-2 社会福祉協議会の役割の変化

2-2-1 全社協が行動方針で求める役割

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）では、平成27年（2015年）を起点とした「第2次行動方針」を定めています。この行動方針では、市町村社協に求められる役割を次のように整理しています。

『社会福祉協議会もそのほとんどが社会福祉法人ですが、制度内の福祉サービスを実施するほか、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」^{*1}等の事業を行う組織として、また、社会福祉関係者と福祉活動を担う住民・ボランティア等により構成される組織^{*2}として、社会福祉法に定められており、他の社会福祉法人とは異なった機能も持っています。

社会福祉協議会についても、制度内の福祉サービスの実施、あるいは当該地方公共団体からの委託事業等の実施に力点が置かれ過ぎているのではないかと、という指摘がされています。さらに社会福祉協議会は、事業の規定が幅広いものになっていること、地域の社会福祉関係者や住民・ボランティアの参加を得る組織であることから、他の社会福祉法人以上に、制度では対応しにくいニーズに積極的に対応することが求められています。

この役割を担う職員は、福祉活動専門員^{*3}として位置づけられていますが、近年は地方公共団体の財政難からその確保が難しい状況にあります。あらためて、その役割の意味を関係者で確認し、市町村は基盤整備の一環として、福祉活動専門員を配置する必要があります。

近年は、権利擁護の取り組み（日常生活自立支援事業^{*4}、成年後見人の受任）や、生活福祉資金貸付事業^{*5}等を通して、要援助者に対する総合的な相談支援機能を発揮することへの期待が高まっており、この強化を図っていく必要があります。

最近の新しい福祉課題・生活課題は、複合的な要因を持つことが多く、これに対応するためには、社会福祉協議会が上述のような組織の特性を生かしながら、地域内の社会福祉関係者、住民・ボランティアの協働体制をつくり、地域福祉を推進する要の役割を果たし、解決にあたっていくという手法を確立していくことが必要です。』

『全社協 福祉ビジョン2011 第2次行動方針（2015（平成27）年3月）』より抜粋

- ※1 社会福祉法第109条の規定。
- ※2 同じく、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加」と定められています。
- ※3 福祉活動専門員とは、市町村社協に設置されている職員で、民間社会福祉の推進調査、企画、連絡・調整、広報、その他の実践活動を職務内容としています。地方自治体が設置のための予算化をするもので、1966年度からの国庫補助の後1999年度以降は地方交付税の積算根拠に「福祉活動専門員設置事業費」が計上されています。
- ※4 日常生活自立支援事業とは、社会福祉協議会が認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等に福祉サービスの利用手続、日常の金銭管理、書類等の保管、日常生活上の変化の察知等を支援する福祉サービス（社会福祉法の「福祉サービス利用援助事業」）です。
- ※5 生活福祉資金貸付制度とは、社会福祉協議会が低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等失業等により生活に困窮している人に生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。

2-2-2 本会に期待される役割

【地域の福祉事業者をサポートする中間支援組織としての役割】

平成12年4月に介護保険制度がスタートした頃は、市内及び周辺地域の福祉サービス事業者が限られていたこともあり、本会が介護保険事業者の一つとして、その役割を果たしてきました。しかし、今では民間の福祉サービス事業者が充実してきており、本会が介護保険事業のサービス提供主体として担う役割は相対的に大きく低下しました。

また、障害者に対するサービスについても同様に、「措置制度」から「支援費制度」へ移行し、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行や平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行を経て、サービス体系を変えながらその供給主体である事業者も本市及び周辺地域で徐々に充実してきています。これに伴い、障害福祉サービス提供主体としての本会の役割も以前に比べて低くなりました。

一方、全社協が行動方針に記しているように、市町村社協には、地域の福祉サービス基盤の整備を担う「行政」と地域の「住民」や「福祉事業者」、その他「福祉活動団体」をつなぐ、地域のかなめ役が求められています。

本会においても、全社協が指摘するように、既存制度のサービス提供や行政の受託事業の実施に偏りすぎている面があることから、今後は、制度では対応しにくいニーズに積極的に対応していくことが求められていると考えています。さらに、地域の福祉事業者と競合する事業については、なるべく市場原理に委ねることとし、むしろ、地域の福祉事業者をサポートする中間支援組織へと転換を図っていくことが求められています。

こうした状況を受け、本会としては、要支援者に対する総合的な相談支援、地

域の社会資源づくりを行う市民活動・ボランティアの育成・支援、複合的な地域課題に対応する地域協働体制の整備、つどいの場づくりをはじめとする地域福祉活動の支援などの取り組みを重点的に実施していくことが必要と考えます。

より具体的に記せば、「にっしん幸せまちづくりプラン」に位置づけられる、1) 地域たすけあい相談員（CSW＝コミュニティ・ソーシャルワーカー）の配置、2) つどいの場の開設支援、3) 人材養成の推進、といった事業に大きな期待が寄せられています。

地域たすけあい相談員（CSW）とは…

地域の中には様々な問題を抱えた人がいます。個人の抱える困りごとをみんなで考えて、市民・コミュニティや行政と協働し、解決をめざしていくための個別支援活動を行います。また、個別支援から浮かび上がった課題を共有していく地域支援活動として、自治組織や関係者のみなさんを横につなぎ、地域の力を大きくしていく専門職です。【にっしん幸せまちづくりプランより抜粋】

【地域包括ケアシステム構築に向けた中心的組織としての役割】

平成 37 年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になり、全人口に対する割合が 18%を超え、65 歳以上（前期高齢者）を含めた高齢者の割合は 30%を超えることが予想されています。これにより、医療費や介護費用の増大に伴う財源確保の問題、介護を必要とする高齢者の増大に対する介護医療従事者の人手不足などが問題となる、いわゆる「2025 年問題」が顕在化することが懸念されています。

こうした中、国では、平成 37 年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制、すなわち“地域包括ケアシステム”の構築を推進しています。

日進市にあっても、地域包括ケアシステムの構築が大きな課題となっており、本会に対しては、地域包括ケアシステムを構築していく上で不可欠な支えあいの仕組みづくりを着実に推進していくため、地域づくりの中心的組織としての役割が期待されています。

2-3 本会が抱える課題

2-3-1 本会が実施する事業

本会では、昭和61年（1986年）の設立以降、ボランティアセンターの運営や活動団体への支援などの取り組みに加え、中央福祉センター等の管理業務、ホームヘルパー派遣事業、老人デイサービスセンターや障害者デイサービスセンターの経営などの業務を実施してきました。平成22年度以降では、障害者相談支援センター事業や障害者福祉センターの指定管理業務、生活困窮者自立相談支援事業、生活支援コーディネーター事業など、市からの受託業務が増大しています。

全社協の行動指針の中で、市町村社協の活動が既存制度に則ったサービス提供ならびに行政の受託事業の実施に偏りすぎているといった指摘がなされていますが、本会についても同様のことが指摘できます。本来の業務とされる新たな地域福祉ニーズの掘り起こしと、地域住民の自主的な地域福祉活動を支援し、制度では対応しにくいニーズに積極的に取り組んでいくことが大きな課題です。

図表 2-3-1 本会が実施する主な福祉サービス事業の開始年度

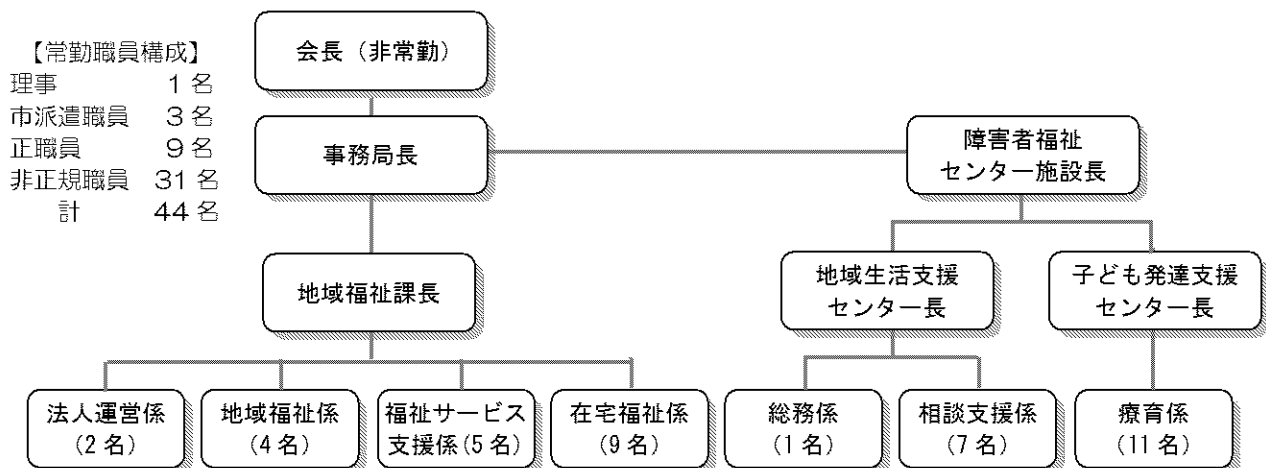
年度		事業名称（旧名称等）
平成3年度	(1991)	・居宅介護等（ホームヘルパー派遣）事業
平成11年度	(1999)	・通所介護（老人デイサービスセンター）事業 ・基準該当生活介護（障害者デイサービスセンター）事業
平成18年度	(2006)	・中部地域包括支援センター事業
平成22年度	(2010)	・障害者相談支援センター事業 (障害者福祉センター指定管理事業：H24～)
平成24年度	(2012)	・子ども発達支援センター事業 (障害者福祉センター指定管理事業)
平成27年度	(2015)	・生活困窮者自立相談支援事業 ・親子通園事業
平成28年度	(2016)	・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）

2-3-2 職員体制の現状

本会の常勤職員数は44名（平成28年10月現在）で、その内訳は理事1名、市派遣職員3名、正職員9名、非正規職員31名となっています。

県内各市の社協を対象に行ったアンケート調査から、正職員配置状況（図表2-3-3）をみてあきらかなように、本会は正職員数が非常に少なく、逆に非正規職員の数が多い状況にあります。10年前には正職員は15名でしたが、人員減による補充を非正規職員で対応してきた結果、現在のような職員体制となっています。

図表 2-3-2 本会の常勤職員の体制（平成28年10月現在）



図表 2-3-3 県内社協の正職員配置状況

社協組織区分	県内平均	類似市平均	日進市
全体の正職員数	39.6人	31.5人	9人
法人運営部門	3.9人	2.7人	1人
地域福祉部門	4.8人	2.6人	1人
ボランティア・市民活動部門	1.9人	1.7人	0人
福祉サービス利用支援部門	7.4人	4.2人	2人
その他部門	21.6人	20.3人	5人
全体の非正規職員数	25.9人	23.0人	31人

資料：社協組織運営に関するアンケート調査 ※類似市：人口7～10万人規模の市

2-3-3 組織運営上の課題

現在、本会が組織運営の面で抱える問題点・課題を要点整理すると次のような諸点を指摘することができます。

① 組織体制の見直し

- 本会は、自主財源が乏しく、日進市から支援を得ている組織であるために、正職員の採用や経営方針について、法人としての独自の判断を下すことが難しいという特殊性があります。
- また、介護保険事業等の報酬算定の見直しなどがあり、想定していた収益確保が難しくなったことで正職員の補充や強化が後回しになり、結果的に非正規職員の採用増という結果を招いています。
- さらに、そのことにより、限られた正職員が、直面する既存事業の維持・継続に投入され、新規事業への取組をますます困難なものにしています。現在の組織体制では、組織を改革していこうとする職員のモチベーションが生まれにくい状況となっています。
- こうした組織体制を改め、地域の福祉事業者の支援強化、ならびに地域包括ケアシステム構築に向けた支えあいの仕組みづくりなどを推進していくにふさわしい組織体制を構築していく必要があります。

② 責任体制の明確化

- 本会では、「正職員」、「契約社員（常勤）」、「嘱託職員（常勤）」、「パートタイマー職員」といった複数の職種により人員が配置されています。同じ職務の中に複数の職種が混在している状況のため、相互の責務の違いを明確化することが難しい状況にあります。
- また、正職員が補充されずにきたことから、非正規職員が正規職員に代わって業務を担当せざるを得ない状況も散見されます。
- 正職員が少なく、管理職員の育成・配置が十分に行われていないことで、一人の職員が複数の職務を兼務せざるを得ない状況や、組織的な指揮命令系統を明確化できない状況を招いています。その結果、職員間の職務範囲、責任所在があいまいなものとなっています。
- 責任体制が明確でないと言うことは、業務の質を向上させていく上で大きな弊害となっていることは否めません。組織的な指揮命令の系統をしっかりとしたものへと改め、職務範囲や責任所在を明確化していくことが不可欠となっています。

④ 処遇改善と業務の安定性確保

- ここ数年、正職員を含む職員の退職が続いてきました。職員の退職と採用が頻繁に行われたことで、業務の混乱や非効率な業務状況を招いています。さらに組織としてノウハウが蓄積されず、スキルをもった人材の確保に課題を残すこととなり、業務の安定性を欠いている部分があります。
- また、事業の拡大を重ねた一方で、業務の質的転換等に応じて、職員の増員、処遇改善、職務環境の改善などが十分に行われていないとの反省点があります。
- 職員の増員、処遇改善、職務環境の改善などにしっかりと取り組み、業務の安定性を確保していくことが求められています。

⑤ 職務に対する目的意識の徹底

- 職員に求められる業務は高度化していますが、職員の流動性が高いことや、職員の能力開発を下支えする組織基盤（総務機能・企画調整機能）が脆弱なことから、職員能力の開発、活用が十分に行われている状況とは言い難い状況にあります。
- 加えて、組織的な指揮命令系統を明確化できない状況を招いた結果、職員が担当するそれぞれの職務に対して、組織として明確なミッションを提示できない状況にあります。
- 職員の職務目的意識の向上を図ることが必要であり、そのためには事業目的の明確化を図る必要があります。

総じて、日常の業務の遂行に多くの時間、労力が注がれ、職員意識や組織運営を改革する機会を持つことができずにいる状況です。

第3章 発展強化に向けた基本的方向

3-1 本会のあるべき姿

第2章で示したような社会福祉法人制度改革や2025年問題などの大きな変化に的確に対応しながら、本会の抱えている課題の解決を進めていくためには、社協設置の根拠法である社会福祉法（109条）で示されている「地域福祉の推進」という社協が本来担うべき目的に立ち返っていく必要があります。

このため、本会では「すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会（＝支え合い・助け合いの地域社会）」と「2025年問題に対応した地域包括ケアシステムが構築された地域社会」を目指します。

そして、こうした地域社会の姿を実現していくために、本会は、福祉事業者やNPO、市民活動団体や地縁組織など、様々な社会福祉サービスを提供する主体を相互につなぐ「中間支援組織」、すなわち、“地域のかなめ役”としての役割を發揮する組織への転換を目指します。

以上の背景や考え方を踏まえ、本会が目指すべき姿（組織の将来像）を次のように定めます。併せて、「目指すべき地域社会の姿」とその実現のために「本会が發揮すべき『かなめ役』」を以下に提示します。

■本会が目指す姿（組織の将来像）

地域福祉活動の推進と地域包括ケアシステム構築に向けた『地域のかなめ役』

～事業型社協から地域福祉に貢献する中間支援型社協への転換～

	目指すべき地域社会の姿	本会が發揮すべき『かなめ役』
1	支え合い・助け合いの地域福祉活動が展開されている地域社会	小地域における支え合い・助け合いの福祉活動と専門機関をつなぐ仕組みづくりを支援する役割を發揮します。
2	要支援・要介護になっても慣れ親しんだ地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムが構築されている地域社会	高齢者をはじめ、障害者や子ども等も包含した地域包括ケアシステムの中核機能（総合的な相談支援機能など）を發揮します
3	多様な主体による地域協働体制が形成されている地域社会	多様な地域資源（区や自治会、地域住民、民生委員、NPO、福祉事業者など）の連携・協働のための調整機能を強化します。

3-2 中間支援型社協への転換に向けた方針

地域福祉に貢献する中間支援型社協へ転換を図り、本会が目指す姿（組織の将来像）を実現するため、以下に示す4つの転換方針に基づき、施策や事業展開、組織改革を進めていきます。

転換方針1 総合的な相談支援機能の充実

高齢者をはじめ、障害者や子ども、生活困窮者など、すべての人が加齢や障害、その他の様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、地域の一員として安心して社会生活が営めるようにするため、支援やサービスとそれを必要としている市民との接点となる総合的な相談支援機能を充実します。

転換方針2 地域福祉部門の強化と地域福祉活動実践体制の構築支援

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる支え合い・助け合いの福祉活動の活性化と、支援や福祉サービスが必要な方を専門機関へ的確につなげていけるような地域社会づくりを進めていくため、それを応援していく人材確保及び組織体制の構築と関係専門機関等との連携強化を図ります。

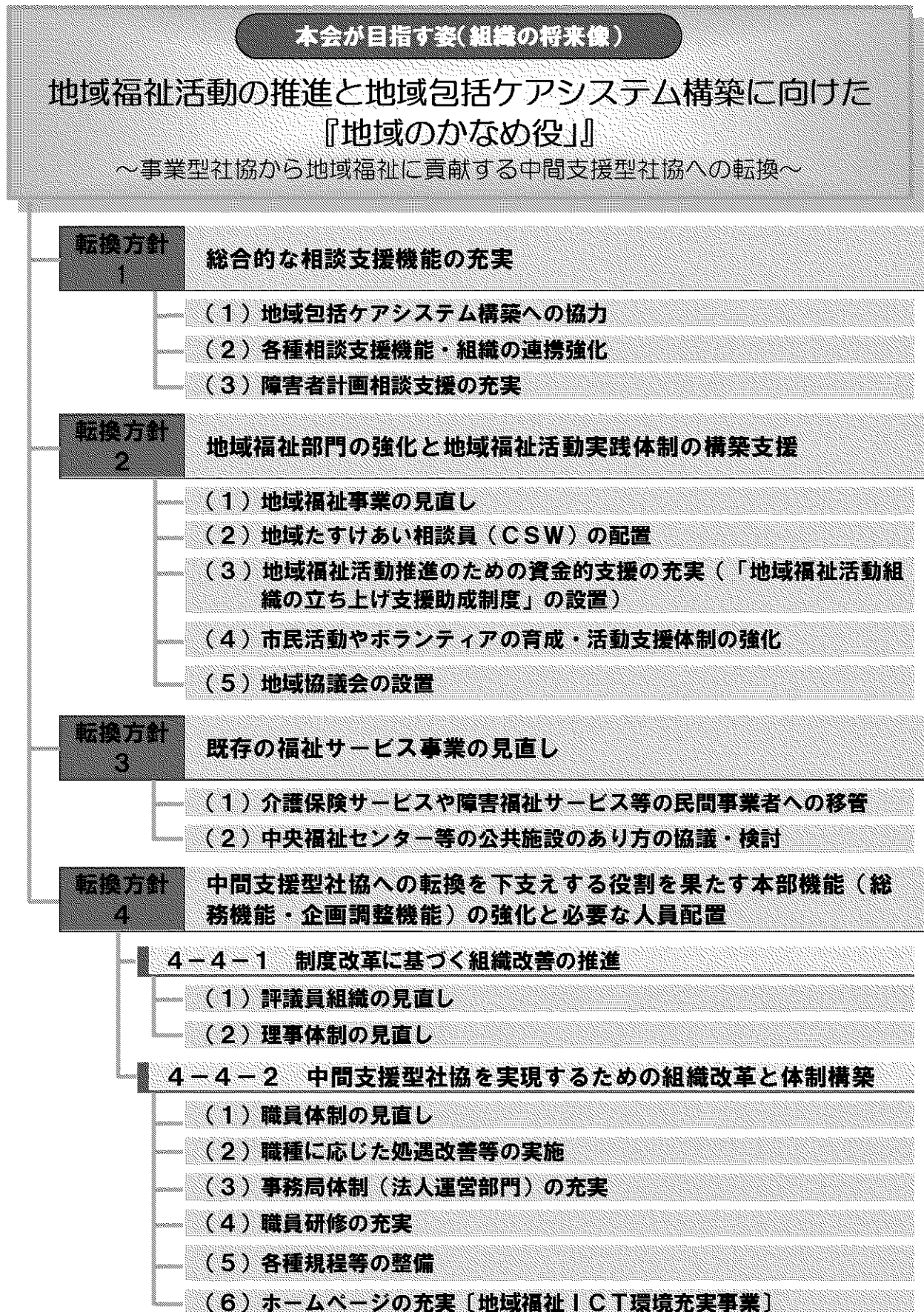
転換方針3 既存の福祉サービス事業の見直し

本会が中間支援型社協としての役割を果たしていくためには、人材や財源などの限られた経営資源を地域福祉部門の強化などに集中していく必要があります。そこで、介護保険サービス事業や障害福祉サービス事業といった既存のサービス事業の見直しと、本会が拠点を構える中央福祉センターの今後の活用のあり方について協議・検討を進めます。

転換方針4 中間支援型社協への転換を下支えする役割を果たす本部機能（総務機能・企画調整機能）の強化と必要な人員配置

本会が中間支援型社協としての役割を果たしていくためには、転換方針3で示したように地域福祉部門を強化していくのと同時に、それがしっかりと機能していく下支えの役割を果たす本部機能（総務機能・企画調整機能）を強化していく必要があります。そこで、必要な人員の確保と組織改革を進めます。

図表 3-2-1 計画の体制図



第4章 発展強化に向けた具体的方策

4-1 総合的な相談支援機能の充実のための方策

社協本来の役割である要援助者に対する総合的な相談支援体制を構築するため、次の事項を推進します。

(1) 地域包括ケアシステム構築への協力

現在、本会が受託している中部地域包括支援センターを含む3つの地域包括支援センター同士の連携の強化に努めます。また、日進市が目指す地域包括ケアシステムの構築に必要な支援体制づくりを進めます。

(2) 各種相談支援機能・組織の連携強化

地域包括支援センター同士の連携の強化のみならず、本会が受託して障害者福祉センターで開設している基幹型障害者相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業、本会やNPO法人尾張東部成年後見センターが実施している権利擁護事業など、本会が実施している事業を含めた各種相談支援事業の密接な連携によって、高齢者はもとより、障害者、生活困窮者を含めた総合的な相談支援体制づくりを進めます。

(3) 障害者計画相談支援の充実

障害者のサービス等利用計画作成を行う計画相談支援（特定相談支援及び障害児相談支援）事業所は、本会を含み市内に3事業所しかなく、市内のケアマネ事業所（21 か所）と比較しても少なく、障害福祉における地域課題となっていることから、その充実を図ります。

このため、本会としては、社会福祉充実基金（仮称）を利用し、期間を限定して計画相談支援に取り組むことで、行政における市内相談支援事業所の立ち上げ支援を後押しします。また、これによって本会が受託している基幹型相談支援センターは、本来担うべき地域相談支援を中心とした支援体制に段階的に移行していきます。

4-2 地域福祉部門の強化と地域福祉活動実践体制の構築支援のための方策

地域福祉活動計画に基づき、多様な思いやり・助け合いの地域福祉活動が市内各地で活発に展開される地域社会の実現と地域における地域福祉推進体制の構築を図るため、次の事項を推進します。

(1) 地域福祉事業の見直し

地域福祉活動の支援を進めるため、社協の本来機能として実施している事業について、以下のように適宜見直しを進めていきます。

また、本会の目的や取り組みなどが地域の方々に理解していただけるように、広報紙やホームページの充実を図るなど、事業や活動等の周知に取り組んでいきます。

既存事業の名称	見直しの方向性
① ボランティア養成講座	ボランティア養成講座は、「市民活動・福祉支援者養成講座」に改めていきます。 障害者福祉センターの人材育成機能と連携し、ボランティアだけでなく、必要な福祉サービスを提供する支援者など、養成対象を拡大することで、様々な支援者の養成に取り組んでいきます。」を
② 傾聴ボランティア派遣事業	傾聴ボランティアだけでなく、段階的に様々なボランティアの派遣をコーディネートする「ボランティア派遣事業」に機能強化を図っていきます。
③ ボランティア活動補助金事業／ボランティア活動拠点利用料助成金事業／地域活動助成事業／地域活動推進運営助成金事業／つどいの場づくり助成金事業／地域敬老事業助成金事業	現在、様々な助成金や補助金を設けていますが、見直しが適宜行われておらず、社会状況の変化に応じた対応ができていないため、目的や役割があいまいな状況にあります。 地域福祉の推進を図るため、現在の地域ニーズや社協本来の役割を踏まえた支援とするため、既存の助成事業について総合的な見直しを図っていきます。
④ 福祉協力校事業、福祉実践教室事業	福祉理解の浸透のため事業内容の強化・充実を図っていきます。また、福祉実践教室は、長年、障害者福祉が主体となったままになっているため、様々な視点からの福祉教育が提供されるよう、適宜可能な改善を図っていきます。
⑤ 災害ボランティア支援事業・復興支援ボランティアバス運行事業	甚大な災害が発生した場合、社協が災害ボランティアセンターを設置・運営する必要がありますが、災害発生時の役割が不明確なままであり、運営マニュアル等を大至急整備していく必要があります。 また、災害ボランティアへの支援の取り組みも社協職員による主体的な取り組みが進められていないため、取り組みの改善を図っていきます。

(2) 地域たすけあい相談員（CSW）の配置

地域包括ケアシステムの構築や地域の支え合いによるつどいの場づくり等を進めていくためには、地域住民や地域にある様々な社会資源との協働をベースとした地域福祉活動の推進体制づくりが必要不可欠となります。

そのため、こうした地域活動やその体制づくりをコーディネート支援する「地域たすけあい相談員（CSW）」を配置します。

具体的には、本会の社会福祉充実基金（仮称）を活用し、段階的に3つの旧中学校区（地域包括支援センターが配置されている日常生活圏域）担当のCSW計3名と、それを統括・支援する統括CSWを1名配置していきます。

また、CSWを配置することによって、CSWが地域の課題を聞き、課題解決方法を提示していく中で、地域福祉活動計画に盛り込まれた地域の協働組織の設置を促していくとともに、介護保険事業において配置された生活支援コーディネーターとの連携を図っていきます。

(3) 地域福祉活動推進のための資金的支援の充実（「地域福祉活動組織の立ち上げ支援助成制度」の設置）

地域福祉活動やボランティア活動に対して実施している本会の助成事業については、全体的な見直しを進めていきます。

また、つどいの場等の地域活動や地域活動の立ち上げなどの助成を充実するため、社会福祉充実基金（仮称）を活用して「地域福祉活動組織の立ち上げ支援助成制度」を設置します。

また、共同募金や社協会費等については、募金等の使い道がわかりづらいとの指摘もあることから、募金額に応じて地域の助成額を配分するなど、地域の取り組みが直接反映される仕組みに改めます。

(4) 市民活動やボランティアの育成・活動支援体制の強化

地域の市民活動や新たなボランティア活動への市民ニーズに添えていくため、既存のボランティアセンターの支援対象を大幅に拡大することで、「市民活動・ボランティアセンター」としての機能強化を図っていきます。

支援内容については、市民活動の支援やボランティアの育成のほか、中間支援、団体同士等のマッチング等、センター機能の見直しや組織体制のあり方を検討し、機能の充実を図っていきます。

また、市民活動の支援をより効果的・効率的に進めるため、地域の市民活動を支援している「にぎわい交流館」との一体的な支援体制の構築を目指します。

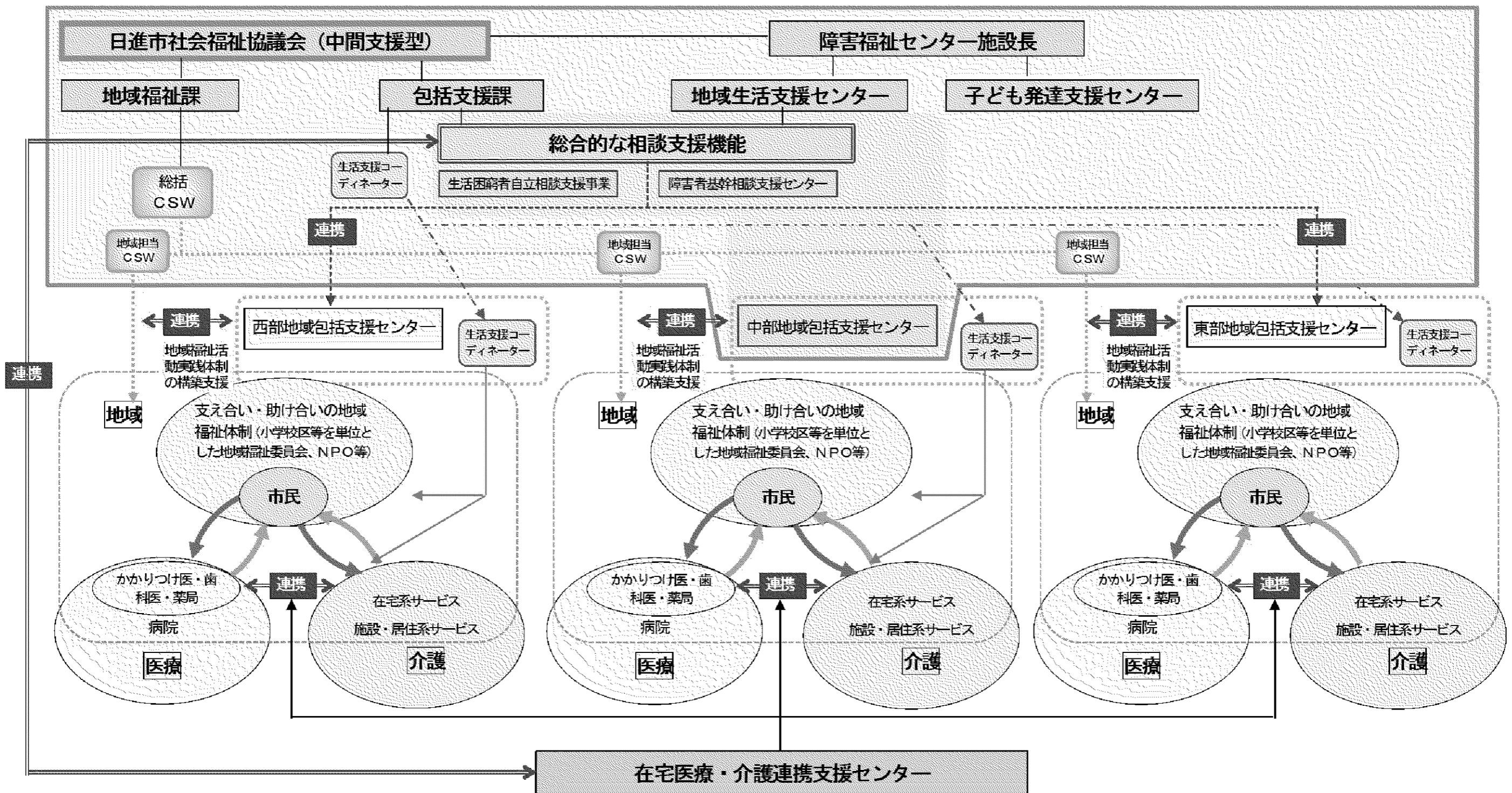
(5) 地域協議会の設置

社会福祉法人制度改革により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投下することが求められています。さらに地域公益事業を行うにあたっては、地域の住民等の意見を聴いていくため、「地域協議会」等による意見聴取が求められています。

そこで、本会が市と連携し、「地域協議会」の設置・運営を検討していくことで、地域の社会福祉法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行える機会を確保します。

また、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ります。

図表 4-2-1 目指すべき地域包括ケアシステムと地域及び社会福祉協議会の姿のイメージ



4-3 既存の福祉サービス事業の見直しの方策

本会が事業型社協から地域福祉に貢献する中間支援型社協へ大きく転換を図っていくため、4-1や4-2の(1)で示したように相談支援機能や地域福祉事業を充実するとともに、次の事項を推進します。

(1) 介護保険サービスや障害福祉サービス等の民間事業者への移管

民間事業者の福祉サービス基盤の充実に伴い、本会が担うべき役割が低下してきている以下の事業については、十分な精査をしたうえで、他の事業者への事業移管等を適宜進めていきます。これによって、本会の限られた人的資源等の経営資源を今後充実すべき地域福祉部門等に集中していくなど組織構造の見直しを進めます。

実施にあたっては、現在のサービス利用者の環境変化に対して十分な配慮を行うものとしします。

図表 4-3-1 本会が担うべき役割が低下している福祉サービス

【介護保険（高齢者福祉）サービス】

- ①通所介護事業
- ②訪問介護事業

【障害者福祉サービス】

- ③基準該当生活介護事業及び地域活動支援センター事業
- ④居宅介護事業、同行援護事業、行動援護事業、移動支援事業

【その他事業】

- ⑤他の事業者で提供できる受託事業

(2) 中央福祉センター等の公共施設のあり方の協議・検討

日進市では、様々な相談支援が「中央福祉センター」（地域包括支援センターやボランティアセンター）、「障害者福祉センター」（障害者相談支援センター、成年後見事業）、「市役所」（生活困窮者自立支援相談事業）、「にぎわい交流館」（市民活動の支援）など、市内各所の公共施設に分散している状況です。

4-1の「(2) 各種相談支援機能・組織の連携強化」をより一層充実し、効率的・効果的に総合的な相談支援事業を進めていくためには、相談支援のワンストップ化を図っていく必要があります。そのため、相談支援を行う公共施設のあり方について、施設の所有者である市と協議・調整を進めます。

また、4-3の「(1) 介護保険サービスや障害福祉サービス等の民間事業者への移管」を進めることにより、中央福祉センターに余剰スペース等が発生する場合は、その有効活用の方策について市と協議・調整していきます。

4-4 中間支援型社協への転換を下支えする役割を果たす本部機能の強化と必要な人員配置のための方策

社会福祉法人制度改革を念頭におきつつ、本会が中間支援型社協としての役割を果たしていくために必要な人員の確保や組織改革を進めるなど、次の事項を推進します。

4-4-1 制度改革に基づく組織改善の推進

(1) 評議員組織の見直し

【評議員構成の見直し】

これまでは理事会と評議員会の構成が類似していましたが、今回の社会福祉法人制度改革において、評議員会は議決機関となり、理事・理事会に対する牽制機能を果たすこととなります。このため、次の図に示すとおり地域における様々な意見を反映できる構成に改めます。

図表 4-4-1 評議員体制の見直しの方針

現在	改正後	構成理由
1. 地域代表 2. 民生委員・児童委員協議会代表 3. ボランティア団体代表 4. 福祉施設代表 5. 更生保護女性会代表 6. 各種団体（人権擁護委員）代表 7. 行政代表	地域住民代表	地域住民の意見反映
	市民活動・ボランティア団体代表	市民活動・ボランティア団体の意見反映
	福祉事業者代表	市内事業者の意見反映
	障害者団体代表	障害福祉に関する意見反映
	高齢者団体代表	高齢者福祉に関する意見反映
	こども会代表	児童福祉に関する意見反映
	地域福祉関係団体代表	上記のほか福祉に関連する活動団体等の意見反映
行政代表	行政に関する意見反映	
32名	15名	

【第3者機関となる評議員選任・解任委員会の設置】

また、法人の理念や経営状況を理解し、中立的な立場から審議できる者を評議員として選任する必要があることから、理事会で評議員を選任するのではな

く、第三者機関となる評議員選任・解任委員会を設けて選任を行います。

【評議員の人数構成の見直し】

評議員の人数は、これまで法律において理事定数の倍を超える数（13名以上）であったものが、理事定数を超える数（7名以上）に変更になったことと、アンケート調査の結果を踏まえ、本会の評議員の人数構成は、15名を上限とした構成に見直します。

（2）理事体制の見直し

【理事構成の見直し】

これまでの理事構成は、地域の意見反映を想定し、地域代表や関係団体等を中心としていましたが、今回の制度改革において、理事はその義務と責任が法定化され、より経営責任を問われる立場となります。そのため、次の図に示すとおり、より事業の経営や運営を担う者を中心とした構成に見直します。

さらに、事務局長と障害者福祉センター施設長を常勤の業務執行理事（常務理事）とすることで運営実態の反映に努めていきます。

図表 4-4-2 理事体制の見直しの方針

現在	改正後	構成理由
1. 地域代表	学識経験者	法人運営に必要な知識・経験の反映
2. 民生委員・児童委員協議会代表	地域福祉関係団体代表	福祉関係団体や地域協働組織等の意見反映
3. 福祉事業経営団体代表	社会福祉法人代表	同じ社会福祉法で規定された法人との連携強化
4. ボランティア団体代表	共同募金会代表	事業を担う運営委員会の意見反映
5. 身体障害者当事者団体代表	ボランティアセンター代表	事業を担う運営委員会の意見反映
6. 各種団体(高齢者団体・こども会)	行政代表(教育・福祉)	行政意見の反映
7. 経済団体代表	事務局長	常務理事。事業の運営実態の反映
8. 学識経験者	障害者福祉センター施設長	常務理事。事業の運営実態の反映
9. 保護司会代表		
10. 教育委員会代表		
11. 行政代表		
13名	10名	

【理事の人数構成の見直し】

アンケート調査の結果と本会の組織規模等を勘案し、理事の人数は10名を上限とした構成に見直します。

なお、監事については、従来どおり2名とし、社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者を選任します。

4-4-2 中間支援型社協を実現するための組織改革と体制構築

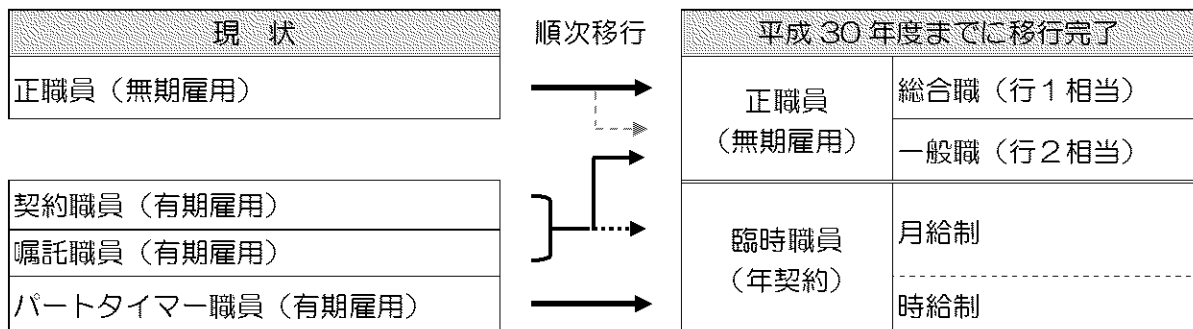
(1) 職員体制の見直し

本会が抱えている課題を職員体制や組織体制の面から解決するため、人的集約による業務効率の向上だけでなく、職員処遇や勤務環境の改善を図ることによって、人的資源の流出を防ぎ、雇用の安定化を図ります。

また、県内社協における職員配置状況を鑑みても、本会の正職員比率は著しく低い状況にあることから、今後は、正職員を中心とした配置構成に段階的に改めていくため、以下のような職員体制に抜本的に改めます。

さらに、職員配置計画を作成することで、計画的かつ戦略的な職員採用を進めます。

図表 4-4-3 新制度の移行イメージ



図表 4-4-4 今後の職員採用方針

- ①組織の新陳代謝のため、定期的に新卒者の採用を進めます。
- ②組織全体の年齢構成に配慮し、豊かな経験と高いスキルをもつ職員の登用又は中途採用を進めます。

(2) 職種に応じた処遇改善等の実施

職員がそれぞれの職種に応じて、モチベーションをもって職責を果たしていけるようにするため、下表のとおり処遇改善等を進めます。

図表 4-4-5 職種に応じた処遇改善等の考え方

職種	主な役割と処遇等
総合職	<p>法人全体の運営を考え、総合的に業務を進めていく法人組織の幹部候補職員。定期的に人事異動を行い、経験年数等に応じて、課長、課長補佐、係長などの管理的な役割を担う。</p> <p>給与等の処遇は、日進市（行政職（一））、県内社会福祉協議会、シルバー人材センター等の職員を参考とした処遇を新たに構築する。</p>
一般職	<p>総合職を補佐し、地域において支援を要する人等に直接的な支援業務を担う職員。総合職が行う組織的な統括業務は含まれず、役職は副主任までとする。定期的に人事異動は行うが、取得資格等により勤務地等を考慮する。</p> <p>給与等の処遇は、行政の現業職に相当する行政職（二）や任期付職員を参考とした処遇を新たに構築する。</p>
臨時職員	<p>正職員の補助や定型業務を担う非正規職員とし、1年毎に労働契約を更新する。また、期間は限定しない。正職員の産休代替や臨時的・簡易的な業務が発生した場合等に、正職員の補助や定型業務を担う役割となる。</p> <p>給与等は、所有資格等の区分に応じた月給制と時給制を設ける。高年齢者雇用安定法の改正に対応し、継続勤務を希望する職員に対して、退職後65歳まで継続雇用を確保する。</p>

(3) 事務局体制（法人運営部門）の充実

今後の本会の事業展開に対して、必要とされる組織体制の充実・強化を図るため、まずは組織の根幹である企画・総務機能の強化を図り、組織の指揮命令系統を確立します。

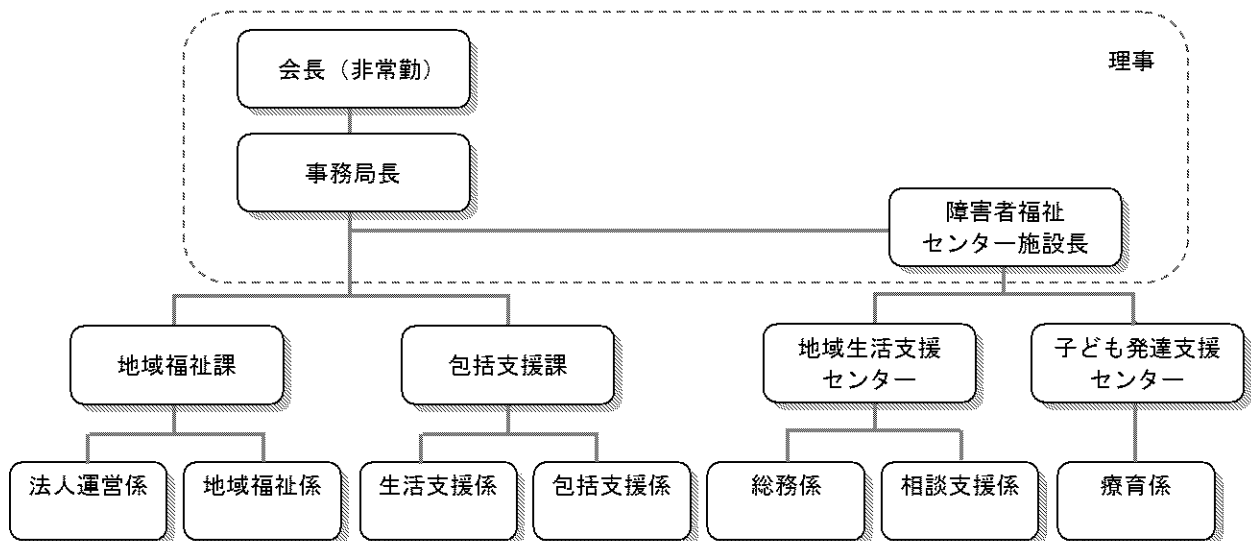
このため、法人の企画・総務機能や社協根幹業務を担う「地域福祉課」と、市からの受託事業や法定事業を担う「包括支援課」の2課体制とします。

特に地域福祉課の職員体制は、県内類似社協と同程度となるよう、法人運営部門に3名程度、地域福祉部門に3名程度、ボランティア・市民活動部門に2名程度の職員が配置される体制を目指していきます。

また、より業務実態を反映した法人運営体制を構築するため、会長、事務局長、障害者福祉センター施設長の3人を理事とします。

一方、障害者福祉センターの体制については大きな見直しはしないものの、本部機能との役割や業務内容の整理を図り、効率的な業務体制の構築を進めます。

図表 4-4-6 今後の本会の組織体制のイメージ



(4) 職員研修の充実

本会の目指す姿を見据えた場合、今後はより高度なスキルや質の高い支援が求められ、他の事業者の模範となる組織づくりが必要です。

そこで、職員研修制度を充実させ、職員の積極的な参加を促進します。特に総合職は、組織経営に必要な知識や技能等の取得から最新の福祉動向等を得るための研修に、一般職は福祉的業務の技能向上等を図れるような実習や新たな資格取得講座等に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

このため、社会福祉充実基金（仮称）等を活用した職員育成事業を推進します。具体的には、職員の資質向上や必要なスキルの向上のため、全社協等が提供する様々な研修事業に要する費用を助成します。また、事業見直しに伴う職種転換を支援するため、必要な資格取得費用等の助成を行います。

さらに、新規採用時や勤務年数、業務経験年数等に応じて、定期的な研修を義務化するなど、適切に職員が研修を受けられるような体制づくりを進めていきます。

（５）各種規程等の整備

公開対象となる役員報酬基準等の規程を始め、新たな定款や定款細則、就業規則等の整備を図ります。

さらに組織として統一的な運用が必要な事項や口伝的に引き継がれている事業等については、組織的な対応が図れるようにマニュアルの整備等を進めていきます。

また、個々の事業においても実施要綱等を整備することで、公平公正な事業運営に努めていきます。

（６）ホームページの充実〔地域福祉ICT*環境充実事業〕

今後は、法人の情報公開の重要性が高まるとともに、本会が地域の「かなめ役」としての役割を果たしていくため、本会の様々な活動に関する情報を地域において支援を要する人をはじめ、地域住民や関係機関等に積極的に提供していく必要があります。

このため、社会福祉充実基金（仮称）等を活用し、まずは本会のホームページをリニューアルし、ICT環境の充実を図ります。また、ICTの専門知識のある職員の配置を検討するなど、職員による情報提供や情報更新等を容易とすることで、市民が情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

これらにより、地域の市民活動団体や小規模事業者等に対するICTに関する相談や支援を進め、様々な福祉情報を集積し、分析・系統立てて提供する体制づくりを図ることで、地域福祉活動計画にある様々な事業の具現化に努めていきます。

*情報通信技術の意を示す、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。

第5章 計画の推進に向けて

5-1 社会福祉充実残額の活用（社会福祉充実計画）

平成 29 年度以降は、会計年度毎の状況により、社会福祉充実残額が発生した場合に社会福祉法第 55 条の 2 に規定する社会福祉充実計画を作成する必要があります。その計画に位置づける事業については、原則として本計画の第 4 章に記載する事業から優先的に実施することで本計画の推進を図っていきます。

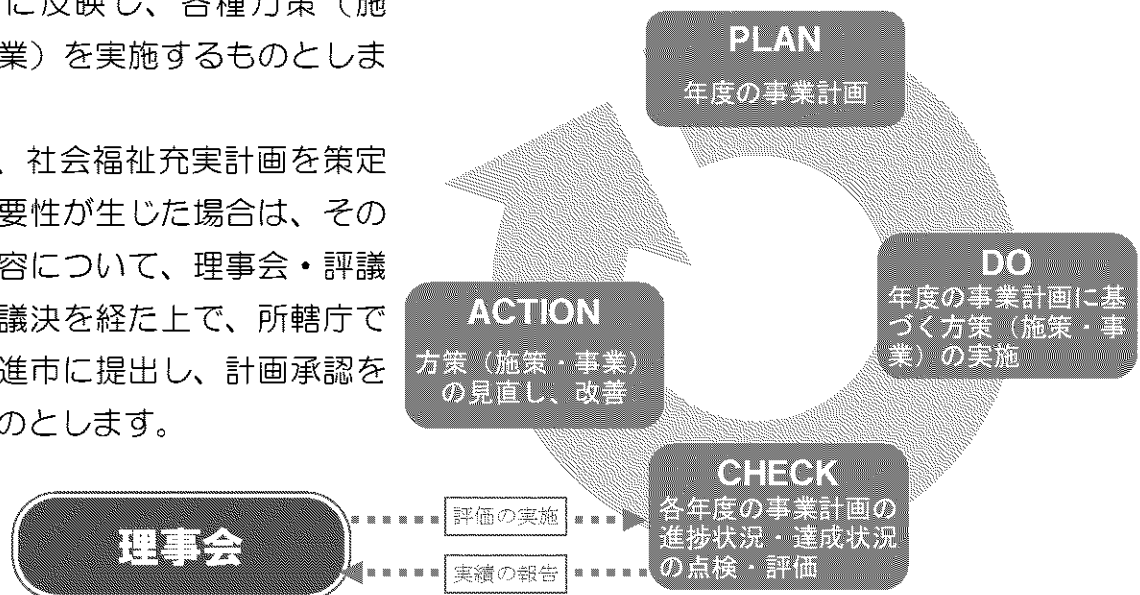
5-2 社会福祉充実基金（仮称）の創設

社会福祉法人制度改革や全社協の行動方針等の主旨から内部留保の効果的な活用が求められています。そのため、既存の「日進市社会福祉協議会運営基金」や「介護保険事業安定化基金」等を見直し、地域福祉事業や本計画の推進に活用できる「社会福祉充実基金（仮称）」を創設することで、本会の組織体制の強化を図っていきます。

5-3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、本会の法人運営部門において段階的に毎年度施策の進捗状況及び達成状況を調査し、把握していきます。そして、理事会等において、その進捗状況等を点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき、必要に応じて方策を見直し、改善を行った上で、次年度以降の事業計画に反映し、各種方策（施策・事業）を実施するものとします。

なお、社会福祉充実計画を策定する必要性が生じた場合は、その計画内容について、理事会・評議員会の議決を経た上で、所轄庁である日進市に提出し、計画承認を得るものとします。



日進市社会福祉協議会 発展強化計画（案）
（平成29～33年度）

平成29年3月

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会

[住所] 愛知県日進市蟹甲町中島 22 (〒470-0122)

[TEL] 0561-73-4885 [FAX] 0561-73-4954

[E-mail] info@nisshin-shakyo.or.jp

[URL] <http://www.mb.ccnw.ne.jp/n-shakyo/>